

労災認定事例一覧表

お怪我された方	お怪我の内容	給付内容	ご感想
サービス業を営む代表者様の労災事例です。	会社の2階から1階へ書類をもって降りている際に、階段を踏み外し転倒、足首を複雑骨折したため約8カ月間の休業を余儀なくされました。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒31,937円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から4,500,000円を受給(休業225日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒4,288円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒1,125,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が31,937円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として4,500,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も4,288円とわずかな金額で休業共済金1,125,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
ホテル業を営む代表者様の労災事例です。	ホテルレストランでの配膳作業中に転倒、右足首を骨折と靭帯の損傷をしたもの。6か月間の休業を余儀なくされました。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒31,937円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から3,940,000円を受給(休業197日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒4,288円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒985,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が31,937円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として3,940,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も4,288円とわずかな金額で休業共済金985,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
鉄筋販売業を営む代表者様の労災事例です。	切断機に挟まった鉄筋を取り除こうとしたところ、誤って機械を起動させてしまい右手中指を挟んでしまったもの。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒31,937円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から1,900,000円を受給(休業95日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒4,288円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒475,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が31,937円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,900,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も4,288円とわずかな金額で休業共済金475,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
家具販売業を営む代表者様の労災事例です。	タンスを運んでいる際に台車からタンスが落ちて右足にあたり足の指を骨折。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒31,937円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から1,240,000円を受給(休業62日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒4,288円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒310,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が31,937円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,240,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も4,288円とわずかな金額で休業共済金310,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
家具製造業を営む代表者様の労災事例です。	タンス製造中、誤って電動のこぎりで左指を切ってしまったもの。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒136,875円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から3,680,000円を受給(休業184日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒24,582円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金920,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が136,875円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として3,680,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も年額24,582円とわずかな金額で休業共済金920,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
皮革製造を営む代表者様の労災事例です。	作業台を移動中、左親指を作業台と壁の間にはさみ複雑骨折。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒31,937円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒ 労災から1,200,000円を受給(休業60日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒7,455円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒300,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が31,937円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,200,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も7,455円とわずかな金額で休業共済金300,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>